

令和 8 年度 多言語情報発信事業
及び 海外インフルエンサー等招請事業 委託仕様書

1. 事業の趣旨・目的

訪日外国人旅行者数の回復及び旅行需要の多様化が進む中、群馬県へのさらなるインバウンド誘客を促進するため、海外市場における認知度向上及び来訪意欲の醸成を図る必要がある。

本事業では、ターゲット市場に対し、多言語による観光情報発信及び海外インフルエンサー等を活用したプロモーションを実施することで、群馬県の魅力発信及び誘客促進につなげることを目的とする。

また、事業実施に当たっては、媒体や手法を限定せず、ターゲット市場及び旅行者特性に応じた最適な提案を求めるものとする。

なお、本事業は群馬県内の一部市町村等を会員とする「ウェルカム・ぐんま国際観光推進協議会」の事業として実施するものである。※対象市町村の一覧は別紙のとおり。

2. 事業名

令和 8 年度 多言語情報発信事業及び海外インフルエンサー等招請事業

3. 実施時期

契約締結の日から令和 9 年 3 月 12 日(金)まで

4. 事業内容

(1) 多言語情報発信事業

訪日外国人旅行者向けの観光情報発信媒体（Web サイト、アプリ、SNS、動画プラットフォーム、オンラインメディアほか）を活用し、当協議会が群馬県の観光情報発信を行えるようにすること。

ア 情報発信期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）～令和 9 年 3 月 12 日（金）

※実際のスケジュール感は協議会と受託者が協議の上決定する。

※情報発信期間終了後においても、掲載情報は原則として公開状態を維持すること。

イ 情報発信媒体

ターゲット市場（欧米豪、台湾等）の旅行検討層への到達が期待できる媒体を提案すること。複数媒体を組み合わせた提案も可とする。

媒体選定に当たっては、利用者属性、利用規模、閲覧実績、媒体特性など、その効

果の想定を示すこと。

ウ 情報発信方法

情報発信の実施方法については、以下のいずれか、またはこれらを組み合わせた形で提案することを可能とする。

（ア）当協議会が主体となり、随時情報発信を行えるようにする。

この場合、群馬県の観光情報を集約して発信できる専用ページ、特集ページ、アカウントページその他これに準ずる情報発信環境を整備すること。

（イ）受託者が主体となり、記事の企画、作成、編集、掲載等を行う。

この場合、記事のテーマや構成、発信内容等については、当協議会と事前に協議の上で実施するものとする。また、記事の本数については当協議会との協議により決定するものとするが、受託者は提案時に作成可能な記事本数の目安も提示すること。

また、当協議会が保有する既存の動画、写真、記事等の素材を必要に応じて活用できるものとする。

エ 多言語対応

情報発信に必要な翻訳を行うこと。

英語及び中国語（繁体字）による発信を必須とし、その他の言語についてはターゲット市場や企画内容を踏まえて提案すること。

カ 情報到達率向上施策

検索流入対策、媒体内回遊促進、SNS 連携等、情報到達率向上に資する施策を実施すること。

具体的な施策及び考え方を提案時に示すこと。

キ 運用支援

運用支援、掲載調整等を適切に実施すること。

事業期間中、定期的（3 ヶ月に 1 回程度）に運用状況及び改善提案を行うこと。

ク 効果検証

媒体特性に応じた指標を設定し、閲覧状況、到達状況、反応等を分析すること。

分析結果を踏まえ、改善提案及び次年度への示唆を取りまとめること。

（2）海外インフルエンサー等招請事業

ア 招請者の選定

欧米豪及び台湾市場を対象として、訪日旅行者層への訴求力を有するインフレン

サー、クリエイター、メディア関係者等を活用すること。

人数及び組数は限定しないが、予算の範囲内で最大限の効果が期待できる提案とすること。

海外在住のほか、日本国内在住でターゲット市場向けに発信力のあるインフルエンサー等であれば起用しても差し支えない。

候補者については、プロフィール、過去実績、フォロワー数、平均閲覧数、エンゲージメント等、影響力を図れる指標を示すこと。

最終決定は当協議会との協議によるものとする。

イ 観光情報発信の企画・実施

被招請者による本県観光資源の取材及び情報発信をターゲット市場に対して実施すること。

情報発信は、ターゲット市場及び媒体特性を踏まえ、最適な言語、表現方法及び配信形式を提案すること。

情報発信媒体については、SNS、動画配信サービス、Web メディア、ブログその他効果的な媒体を活用すること。

提案に当たっては、ターゲット層及びペルソナを設定し、当該層に対する訴求方法及び媒体選定理由を示すこと。

情報発信内容については、群馬県の自然、温泉、食、文化、アクティビティ、ウェルネス、リトリート等の観光資源を活用し、旅行先としての魅力及び滞在イメージが伝わる内容とすること。

投稿内容は、単なる観光施設紹介ではなく、旅行者目線での体験価値やストーリー性を意識した内容とすること。

被招請者と調整の上、情報発信効果が最大化される取材行程を企画すること。

行程作成に当たっては、取材時期、ターゲット市場の旅行傾向、交通動線及び地域バランス等を考慮すること。

必要に応じて市町村、観光事業者等との調整及び連絡を行うこと。

ウ 運営管理

招請事業に必要な旅程管理、手配調整、通訳、撮影許可取得その他必要な運営業務を実施すること。

取材及び撮影等に要する費用は受託者負担とし、見積額に含めること。

取材中は受託者の担当者が必要に応じて同行し、円滑な事業運営を行うこと。

被招請者が本事業の目的、役割、情報発信内容及び実施条件を理解した上で参加するように調整すること。

食事制限、宗教、文化的配慮、タトゥー対応その他被招請者の特性に配慮し、安全かつ円滑に事業を実施すること。

情報発信内容（動画、記事、画像、地図等）は受託者の責任において校正及び品質管理を行うこととするが、当協議会による校正、内容確認を経た上で公開すること。

投稿及び配信に当たっては、各国・地域の法令及び商慣習を遵守し、必要な広告表記等を適切に実施すること。

エ 効果検証

情報発信実績について、媒体ごとの閲覧状況、リーチ数、エンゲージメント、反応傾向等を分析すること。

定量指標及び定性評価を組み合わせた効果検証を実施すること。

分析結果を踏まえ、ターゲット市場ごとの改善提案及び次年度施策への提言を取りまとめること。

効果検証の手法及び指標については提案時に示すこと。

（３）その他（自由提案）

上記（１）及び（２）の取組に加え、群馬県の認知度向上及びインバウンド誘客促進に資する独自提案を行うことができる。

提案に当たっては、事業目的との整合性、期待効果、実施方法及び相乗効果を明示すること。

自由提案は本事業予算の範囲内で実施可能な内容とすること。

５．業務スケジュール

大まかな業務スケジュールは以下を想定しているが、より詳細な「業務計画書」について、企画提案に含めること。

<多言語情報発信事業>

8月下旬 契約締結・業務開始

9月上旬～9月下旬 記事制作

10月1日 記事公開

10月上旬～3月上旬 記事分析

<海外インフルエンサー等招請事業>

8月下旬 契約締結・業務開始

9月上旬～10月下旬 インフルエンサー選定、取材内容調整、日程調整等

11月上旬～11月下旬 撮影・情報発信準備

12月上旬 観光情報発信開始

12月上旬～3月上旬 効果分析

※実際のスケジュール感は協議会と受託者が協議の上決定する。

6. 目標設定

受託者は事業目的達成に向け、以下を参考指標として目標設定を行うものとする。なお、具体的な数値目標及び達成手法については提案によるものとし、上積み提案を妨げない。

(1) 多言語情報発信事業

- ・総表示回数（インプレッション数）
- ・閲覧数（PV、UU 等）
- ・エンゲージメント数（いいね、コメント、保存、シェア等）
- ・掲載コンテンツ数
- ・情報到達率

(2) 海外インフルエンサー招請事業

- ・総リーチ数
- ・投稿数
- ・動画再生数
- ・エンゲージメント数
- ・ターゲット市場における反応分析

7. 成果物の提出

受託者は、事業完了後、各事業の実施内容に応じて以下の成果物を提出すること。

(1) 多言語情報発信事業

ア 実施報告書 一式

事業概要、実施内容、掲載媒体、発信期間、掲載コンテンツ概要等を整理した報告書を提出すること。

イ 情報発信実績一覧 一式

掲載記事、動画、投稿内容、掲載期間、掲載媒体 URL 等を一覧化して提出すること。

ウ 情報発信コンテンツ 一式

本事業において作成又は編集した記事、画像、動画、翻訳データその他関連素材を電子データで提出すること。

エ 効果検証報告書 一式

閲覧数、表示回数、到達率、エンゲージメントその他設定した指標の分析結果及び改善提案を取りまとめ提出すること。

(2) 海外インフルエンサー招請事業

ア 実施報告書 一式

招請者概要、取材行程、訪問先、実施状況及び運営内容を整理した報告書を提出すること。

イ 情報発信実績一覧 一式

投稿媒体、投稿日時、投稿内容、投稿 URL、配信結果等を一覧化して提出すること。

ウ 制作コンテンツ 一式

本事業において制作又は取得した画像、動画、記事その他成果物を電子データで提出すること。

エ 効果検証報告書 一式

リーチ数、閲覧数、動画再生数、エンゲージメントその他設定指標を分析し、今後の改善提案を含め提出すること。

(3) 共通成果物

ア 事業全体総括報告書 一式

各事業の成果、相乗効果、課題及び次年度以降の施策提案を取りまとめ提出すること。

イ その他当協議会が必要と認める資料

なお、成果物の形式、提出方法及び提出期限については、別途協議の上決定する。

8. 留意事項

(1) 本事業の実施に当たっては、関係法令、各種ガイドライン及び社会通念を遵守すること。

(2) 受託者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(3) 事業実施に当たり疑義が生じた場合は、当協議会と協議の上対応すること。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、当協議会と受託者が協議の上決定するものとする。

(5) 本事業において受託者が新たに制作した成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）の取扱いは、業務の性質に応じ、次に掲げる事項を基準として協議の上定める。

ア 当協議会の指示・仕様に基づき本事業専用に制作した成果物（報告書、企画書などを指すがこれらに限られない）については、著作権等を当協議会に帰属させるものとする。

イ 業務特性上、群馬県及び当協議会に対して著作権等の帰属が困難なもの（受託者が本事業以外でも汎用的に使用するノウハウやテンプレート、もしくはインフルエンサー等の被招請者が自ら制作・投稿するコンテンツ等を指すがこれらに限られない）については、受託者に著作権等を留保させた上で、群馬県及び当協議会が本事業の目的の範囲内で無償利用できる利用許諾（非独占的、期間は事業終了後も含め合理的な期間）を付与するものとする

ウ 成果物に第三者の著作物等が含まれる場合（成果物そのもののみならず、成果物の生成にあたって機械翻訳ツール、AI サービスその他外部ツールを使用する場合を含むがこ

れらに限られない）、受託者はその使用に必要な費用負担及び利用許諾契約等の手続を行うものとする。

（６）利用許諾の取得にあたっては、群馬県及び当協議会が本事業の目的の範囲内で二次利用できるよう、可能な限り長期間の条件とするよう努めること。また、取得状況を適宜管理して当協議会に報告するとともに、納品時には二次利用の可否が明確になるよう整理すること。なお、二次利用が可能な期間については、提案書に記載すること。

以上

(別紙) ウェルカム・ぐんま国際観光推進協議会対象市町村一覧

No	市町村名
1	前橋市
2	高崎市
3	桐生市
4	伊勢崎市
5	太田市
6	沼田市
7	館林市
8	渋川市
9	藤岡市
10	富岡市
11	安中市
12	みどり市
13	榛東村
14	吉岡町
15	甘楽町
16	中之条町
17	長野原町
18	嬬恋村
19	草津町
20	高山村
21	東吾妻町
22	片品村
23	川場村
24	みなかみ町